○財務省告示第百四十六号

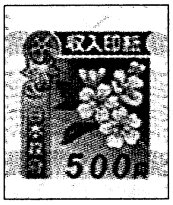
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、収入印紙の形式を定める件（昭和二十三年二月大蔵省告示第三十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。

ただし、この告示による改正前の収入印紙の形式を定める件に規定する二百円、三百円、四百円、五百円、六百円、千円、二千円、三千円、四千円、五千円、六千円、八千円、一万円、二万円、三万円、四万円、五万円、六万円、十万円の収入印紙は、なお当分の間、使用することができる。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

三十円以上の収入印紙の部を次のように改める。

改正後	改正前
二百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　にぶい黄緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列	二百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　にぶい黄緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列
三百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　にぶい黄緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列	三百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　にぶい黄緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列
四百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　赤紫色と緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列	四百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　黄茶色 模様　濃い緑色と暗い青色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列
五百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　明るい灰色 模様　赤紫色と緑色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列	五百円収入印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 刷色　地紋　黄茶色 模様　濃い緑色と暗い青色 着色繊維　青色と赤色 地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列